西郷村人材育成基金奨学金

入学時一時金の貸与の二次募集について

西郷村教育委員会では、能力があるにもかかわらず、家庭事情や経済的な理由により高等学校や大学等への進学が困難な方へ入学時一時金を貸与することで、教育の機会均等を図り、有望な人材を育成することを目的として奨学生の二次募集を行います。

●対象者　　西郷村内に住所を有し、令和６年３月に卒業見込で同年４月に進学予定の者
※保護者のみが住所を有する場合も対象です

（１）品行が正しく、学術に優れ、身体が強健であること
（２）経済的理由により借受けを必要とする者であること
（３）国・県または他の団体等から入学時一時金の奨学資金の貸与を受けていないこと
（４）高等学校、高等専門学校、大学、短大、専修学校等への進学の意思があること
（５）本人またはその保護者が村内に住所を有すること
（６）本人またはその保護者及び連帯保証人に税金の滞納が無いこと
（７）特に教育長が必要と認める事項

●貸与額
・高等学校・高等専門学校（進学予定先）　　３００，０００円以内
・大学・短大・専修学校等（進学予定先）　　５００，０００円以内

●返済期間・返済金額
・高等学校・高等専門学校　　月５，０００円　返済期間（最大）５年
・大学・短大・専修学校等　　月５，０００円　返済期間（最大）８年４ヶ月
※卒業から１２ヶ月後より返済開始となります。返済にあたり利息は付しません。
また、返済期間は貸与金額によって異なります。

●募集人数
・高等学校・高等専門学校　　若干名
・大学・短大・専修学校等　　若干名

●募集期間
令和６年１月２５日（木）～２月１９日（月）
※土日祝日を除く８時３０分～１７時１５分まで受け付けております。

●受付場所　　西郷村文化センター内　教育委員会 生涯学習課

●必要提出書類
（１）奨学資金申請書（別添 様式第１号）
（２）奨学生推薦調書（別添 様式第２号、在学校で記載）
（３）成績証明書（在学校で発行）
（４）保護者または生計を維持する者の前年の所得証明書（村税務課で取得可能）
（５）保護者及び連帯保証人の前年の村税の完納証明書または納税証明書
（所在地の税務担当課で取得可能）
※書類（２）・（３）は在学校で発行となりますが、書類作成に時間を要する可能性が

ございますので、申請をご検討の方はお早めに学校へご相談ください。

●貸与予定時期　　令和６年３月下旬
（申請から貸与までの流れについては下記をご覧ください）

●その他
この奨学金制度は、入学時一時金として、令和６年４月に高等学校、大学等へ入学予定の方を対象としております。

【奨学金 入学時一時金　貸与の流れ】（二次募集）

＜申請者＞		＜村＞
【募集期間内 2月中旬まで】 令和６年２月19日 ・申請書（様式第1号）、添付書類を村へ提出 【添付】 推薦調書（様式第2号）、成績証明書 所得証明書、納税（完納）証明書	奨学金申請	
	申請書確認 審査 貸与決定	・申請書類の内容確認、審査 ・決定後、申請者へ決定通知書（様式第3号）を送付 【3月上旬予定】
【決定通知書送付から3月中旬まで】 ・誓約書（様式第4号）、 振込依頼書（様式第5号）を村へ提出	書類提出	
	書類確認	・提出書類の内容確認
	奨学金支払	・本人の指定口座に入金 【3月下旬予定】
【奨学金受領次第】 ・借用証書（様式第6号）、 返還明細書（様式第7号）を村へ提出	書類提出	

〇入学以降
・在学中、毎年度1回在学証明書を村へ提出
・卒業時、卒業証明書を村へ提出
※卒業から12ヶ月後より、返還開始（上級学校へ進学の場合、在学期間中の猶予制度あり）
・月額：5,000円　月払もしくは半年払
・期間：貸与額に応じ変動（高等学校等：最大5年　大学等：最大8年4ヶ月）

＜お問い合わせ＞　教育委員会 生涯学習課　電話：０２４８－２５－２３７１